

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	外資参入可。ただし、出資比率の規制有。
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	<p>外国人事業法(Foreign Business Act)第3表(19)の「飲食物販売」に該当するため、外国人事業法上のライセンス又は許可を取得するか、外国人事業法上の「外国人」にあたらないように資本構成を組む必要がある。 (注)外国人事業法上のライセンス又は許可を取得することは原則として困難であるため、外国人事業法上の「外国人」にあたらないように資本構成を組む必要がある。</p> <p>■EPA等を通じた締約国企業の拠点設立に関する約束 日タイ経済連携協定(JTEPA)に基づき、日本の企業は、450平方メートル以上の面積を有するレストランに対し、一定の条件を満たせば、60%まで出資が可能(当該協定を利用する場合も外国人事業法上の「外国人」である限り、外国人事業法上の外資規制の対象となるため、外国人事業法上の許可(Foreign Business Certificate)を取得する必要がある。また、上記の一定の条件には5,000万バーツ以上の登録資本金を有することが含まれる(タイ資本も少なくとも2,000万バーツの出資をする必要がある))。</p> <p>1966年に締結された泰米修好経済条約により、米国企業には、一部の例外業種を除き、米国企業に対する内国民待遇が与えられている。具体的には、通信、輸送、信託、預金を伴う銀行、土地・天然資源の開発、タイ固有農産物の国内向け取引、の6業種を除いては、米国企業(米国籍者)に対して、タイ企業(タイ国籍者)と全く同じ条件での参入を認めている。要件としては、①取締役の過半数がタイ国籍もしくは米国籍であること、②会社代表署名権限を保有する取締役はタイ国籍もしくは米国籍であることが求められる。(当該協定を利用する場合も外国人事業法上の「外国人」である限り、上記の卸売・小売の資本金要件を充たす場合を除き外国人事業法上の外資規制の対象となるため、外国人事業法上の許可(Foreign Business Certificate)を取得する必要がある。また、米国企業と認定されるためには、当該企業を直接又は間接に支配している者が米国企業又は米国籍の個人である必要があり、例えば米国法人であっても、日系企業の子会社(日本の企業が直接又は間接に支配権を有する会社)であれば「米国企業」とはみなされないため、本協定は利用できない点は留意が必要)</p>
(3) 最低資本金に関する規制	事業者が外国人事業法上の「外国人」にあたらない場合、事業の開始にあたり満たさなければならない最低資本金要件はないが、外国人労働者に対して発行される労働許可証を取得するにあたり、外国人労働者が所属する事業者において外国人労働者1人につき登録資本金が200万バーツ以上あることが求められるため、外国人労働者が勤務する場合には最低200万バーツ以上の登録資本金が必要となる。事業者が外国人事業法上の「外国人」にあたる場合、外国人事業法上のライセンス又は許可を取得するために、登録資本金は300万バーツ以上あることが求められる(ただし、実態としては、外国人事業法上のライセンス又は許可を取得することは原則として困難であることに留意)。
(4) その他、外資に対する特殊な規制	N/A
(5) (1)～(4)の根拠法	外国人事業法(1999年改正、2000年3月施行)
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	外国人事業法上のライセンス又は許可を取得することは原則として困難。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該非	投資奨励対象には該当しない。
(2) 税制優遇措置等	—
(3) 投資奨励の運用実態	—
3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)	
(1) フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	フランチャイズを規律する特別な法制度はなく、関連する法規はない。
(2) 関連法規がある場合は、その名称	上述の通り、関連法規はない。
(3) 登録・許認可制度がある場合は、その内容	現行法制度において、登録・許認可制度は定められていない。
(4) 登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	N/A
(5) 登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	N/A
(6) 外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	ノウハウの提供や技術支援もサービスの一環として考えられるため、店舗設置をせず店舗の運営を行わない場合も外資規制が及ぶ。
(7) 現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	フランチャイズ事業法は立法化が検討されている。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

<p>(1) 企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)</p>	<p>■法人設立手続完了後、店舗面積が200㎡未満の場合「飲食店設置の届出及び登録」を行う必要があり、店舗面積が200㎡以上の場合「飲食店設置のライセンス」の取得が必要となる。 ■酒類・たばこ・トランプを販売する場合には物品税局の発行する「酒類・煙草販売許可証」を取得することが必要となる(毎年10月-12月に更新が必要)。教育施設や、教育施設付近の寮の周辺での酒類の販売は国家治安維持委員会令によって禁じられている。酒類の販売が禁止されている範囲は地域によって異なるので、酒類を販売するにあたり教育施設等が飲食店の周辺にある場合は、禁止対象区域にあたるか、物品税局に問い合わせる必要がある。</p>
<p>(2) ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法</p>	<p>2. 営業許可参照</p>
<p>(3) 出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)</p>	<p>土地法上、原則として外国人(法人を含む)が土地の所有権を取得することは認められていない。他方、外国人が土地や建物を借りることや、借地上の建物を所有することは禁止されていない。したがって、事業者が土地法上の「外国人」に該当する場合は、(i)建物を賃借するか、(ii)土地を賃借した上で建物を所有するか、いずれかの方法で行う必要がある。事業者が土地法上の「外国人」に該当しない場合は、(iii)土地・建物の所有が可能である。</p> <p>■法人設立手続完了後、店舗面積が200㎡未満の場合「飲食店設置の届出及び登録」を行う必要があり、店舗面積が200㎡以上の場合「飲食店設置のライセンス」の取得が必要となる。 ■バンコクでは、都市計画に基づき、人口密集度に応じて店舗面積の上限が定められているが、バンコク内のどの地域であっても100㎡以下の店舗面積であれば都市計画による制約を受けない。</p>
<p>(4) 営業開始後の検査・報告等 (定期検査・定期報告・情報開示義務など)</p>	<p>定期検査等はないが、飲食店設置に係る登録やライセンスの有効期間が1年のため、毎年かかる登録やライセンスを取得する必要がある。</p>
<p>(5) 営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)</p>	

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

5. 就業者に必要な資格	
(1) 就業者の資格所持要件	日本のような調理師免許や食品衛生管理者という制度はない。但し、食事提供場の管理者は「衛生管理トレーニングコース」を受講し、これを修了しなければならない。
(2) 外国人雇用の可否・制限	<ul style="list-style-type: none"> ・通常外国人労働者1人の労働許可を取得するには、原則としてその会社の払込済みの登録資本金が外国人労働者1人あたり、最低200万バーツ以上あることが必要とされる。但し、理容師・美容師については、外国人就業禁止となっている39業種に該当しており、外国人の雇用はできない。 ・BOIの恩典を取得している等特別の取扱いがなされていない限り、外国人労働者の就労ビザを延長するためには、外国人労働者1人につき最低4人のタイ人を雇用していることが要件として求められている。
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	<p>短期出張者(外国人)による指導はタイ国内における「就労」に該当しうるため、短期出張者を受け入れる会社は「緊急必要業務届出」又は「就労許可」の取得が必要となる。</p> <p>(注)短期出張者のタイ国内での指導行為は有償か無償かに拘わらず、タイ国内におけるサービス提供と解されるため、短期出張者の所属する外国法人のかかるサービス行為が外国人事業法に基づく外資規制の対象となりうる点は注意が必要である。</p>
(4) 現地人雇用義務	BOIの恩典を取得している等特別の取扱いがなされていない限り、外国人労働者の就労ビザを延長するためには、外国人労働者1人につき最低4人のタイ人を雇用していることが要件として求められている。
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	
6. その他	
(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照